

様式第 16 (平12通産令222・一部改正)

表

裏

第 号

武器等製造法第25条第 3 項
の規定による立入検査証

職名および氏名

年 月 日生

年 月 日発行

押出スタンプ

真

経済産業大臣 印

(都道府県知事)

12センチメートル

8センチメートル

武器等製造法抜すい

第 25 条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の武器又は猟銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前 2 項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に呈示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 34 条 左の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

4 第 25 条第 1 項又は第 2 項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者